

資料 I（各サービス共通）

3. 指導・監査について

指導・監査について

(1) 集団指導・運営指導と監査について

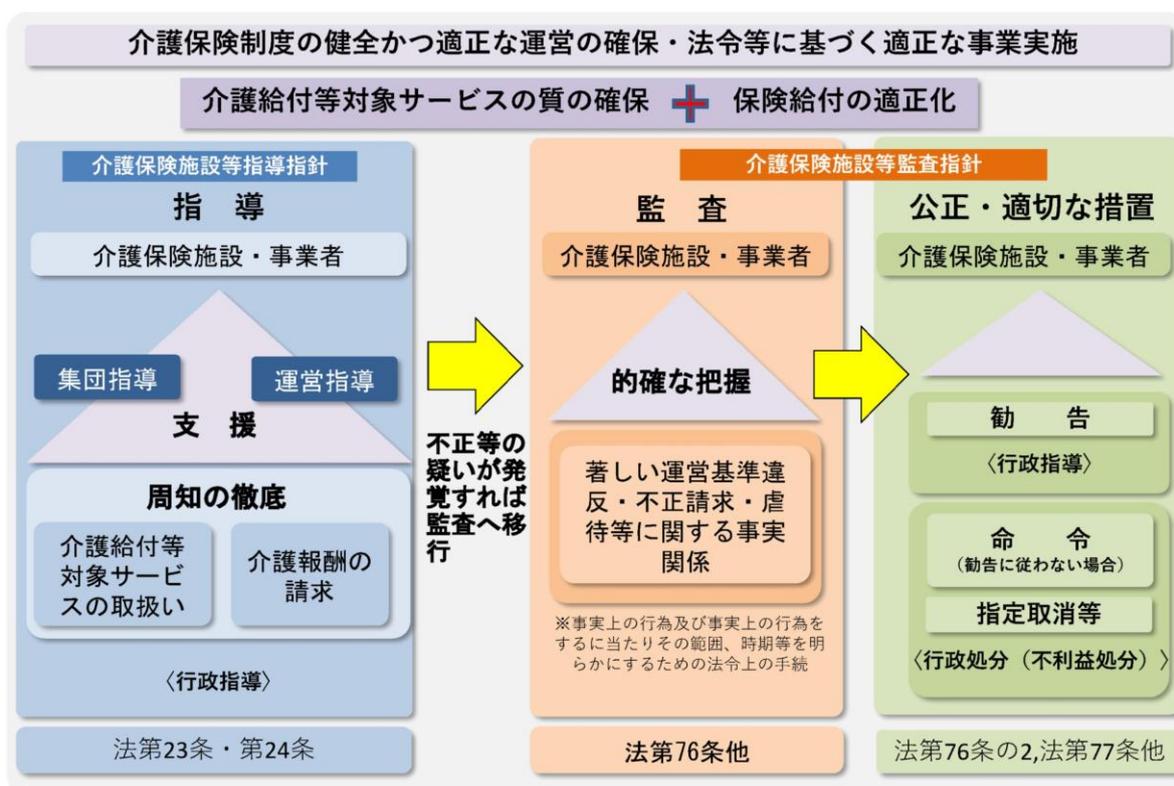
この「集団指導」や事業所ごとに行う「運営指導」は、介護保険施設等に対し、人員、施設・設備、運営及び報酬基準で定める各サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知・確認を図ることを目的としています。

一方で、介護給付等対象サービスの内容及び介護報酬の請求について、

- ・ 条例で定める基準（人員、施設・設備、運営）に従っていないと認められる場合
 - ・ 介護報酬の請求について不正を行っているとして認められる場合
 - ・ 不正の手段により指定等を受けていると認められる場合
 - ・ 利用者等について、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき市町村が虐待の認定を行った場合
 - ・ 高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている場合
- のいずれかに該当する場合（その疑いがあると認められる場合も含まれます。）には、事実確認のため介護保険法に基づく「監査」を行うことがあります。

監査により行われる立入検査、質問、帳簿書類の提出等を拒んだり、妨げたり、忌避したり、虚偽の答弁や虚偽の帳簿書類を提出した場合等には、指定取消等の処分の対象となる場合や罰金刑を科される場合がありますのでご注意ください。

介護保険制度における介護保険施設・事業者に対する指導監督



(2) 行政上の措置

監査の結果、指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には、指定権者（市長）は、「行政指導」や介護保険法の規定に基づく「勧告」のほか、「（勧告に従わない場合は）命令」、「指定（許可）の取消し等」、「設備の使用制限等」、「変更命令」等の行政上の措置をとることがあります。

(3) 近年の和歌山市における指導・監査等の実施状況

年 度		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
対象事業所		3,602	3,624	3,638	3,646
実施事業所数	運営指導	69	216	109	107
	監査	9	19	24	8
勧 告		0	0	5	0
命 令		0	0	0	0
行政処分（指定の取消し等）		0	3	0	6

(注) 対象事業所数は各年度4月1日時点、実施事業所数は令和7年12月末時点の情報です。

全国の状況については、別紙「（参考資料）介護サービス事業所等に対する指導・監査結果の状況及び介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出・確認検査の状況」のとおりです。

(4) 近年の和歌山市における監査等の主な事例

① 不正の手段による指定を受けていた事例

【事例】	
・対象サービス	（介護予防）福祉用具貸与・特定（介護予防）福祉用具販売
・行政上の措置	指定の取消（介護保険法第77条第1項第9号及び同法第115条の9第1項第9号）
・経済上の措置	不正請求額及び介護給付費等の返還

【上記措置を行った理由】

- ・指定申請時には人員基準を満たす勤務形態一覧表を提出していたが、実際には配置すべき職種の人員基準を満たしていなかった。
- ・事業開始後も人員基準等を満たしていない状態が継続していた。
- ・上記に係る虚偽の報告及び答弁を行った。

② 基準上必要な手順を行っていない、また不正と認識しながら給付管理を行っていた事例

【事例】

- | | |
|---------|------------------------------|
| ・対象サービス | 居宅介護支援・介護予防支援 |
| ・行政上の措置 | 指定の取消（法第84条第1項及び第115条の29第1項） |
| ・経済上の措置 | 不正請求額及び介護給付費等の返還 |

【上記措置を行った理由】

- ・不正を認識しながら給付管理を行った。
- ・一部の利用者において、基準に基づくサービス担当者会議を開催しなかった等の運営基準違反の理由により、全額又は一部を減算して請求しなければならないことを認識しながら、減算せずに不正に請求し、受領した。
- ・上記に係る虚偽の報告及び答弁を行った。

（5）居宅介護支援事業所・介護支援専門員（ケアマネジャー）のみなさまへ

居宅介護支援事業所の介護支援専門員のみなさまにおかれましては、アセスメント、モニタリングを適切に行い、利用者への聴き取り、事業所との連絡等を通じて、適切なサービス提供がなされているか確認の上で給付管理業務を行ってください。

なお、居宅サービス事業所における不正請求を認識しながら給付管理票を作成するなど、居宅介護支援事業所が不正請求をほう助した場合、行政処分の対象となることがあります。

（6）通報者保護について

監査を行う契機としては、従業者や退職者からの通報が大半を占めます。事業者は、従業者がおかしいと感じたときに気軽に職場内で話し合える風通しの良い組織づくりに努めてください。公益通報者保護制度では、通報を行ったことを理由に不利益な取扱いをすることは禁じられています。

なお、高齢者虐待については、高齢者虐待防止法において、事業者や従事者に市町村への通報義務が課されています。

参考資料

- 介護保険制度等における指導監督 出典：厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/service/index_00001.html
- 公益通報者保護制度 出典：消費者庁ホームページ
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system